

特別養護老人ホーム草加園入所規程について

現在、特別養護老人ホーム草加園におきましては、入所の必要性の高い方が円滑に優先入所できるようにすることを目的に、厚生労働省及び埼玉県の指針に基づき、「特別養護老人ホーム草加園入所規程」を策定しております。

この規程に基づく優先入所の決定は、お申込みの都度に優先入所の必要性を総合的（介護度・介護者の状況・年齢・居住地・男女別欠員の状況等）に評価することとしております。申込み順ではありませんので、入所必要性が生じた時にお申込みください。そのため、後から申し込んでいたとしても、入所の必要性が高いと判断された場合は、先の方より早く入所していただくこととなりますのでご理解のほどお願い申し上げます。

お申込みの際には

- 1 特別養護老人ホーム優先入所申込書（その1）（その2）
- 2 介護保険被保険者証（写）
- 3 サービス利用票（直近3ヶ月分）（写）
- 4 介護認定調査票（写）

を、提出していただきますようお願いいたします。

入所申込書等の受理後「特別養護老人ホーム草加園入所規程」に基づき「入所検討委員会」で選考手続きを行ない、検討結果をご家族に通知いたします。

また、申込み内容に変更が生じた際、その都度ご連絡いただければ、再検討いたします。

施設に欠員ができた時に該当者にご通知いたします。